

2011年2月28日

「介護保険『見直し』案に対する意見書の提出を求める請願書

紹介議員

木村好



請願代表

住 所 上川郡清水町御影東4条3丁目
十勝勤労者医療協会清水友の会

氏名 妻鳥 靖子

小沢 格

田中 けい子

妻鳥 公一

清水町議会

議長 加来良明様

「介護保険『見直し』案に対する意見書」の提出を求める請願

請願趣旨

2012年度からの介護保険制度改定に向けての「改正案」が、国会に提案される予定となっています。この案は、通常の3年毎の変更というだけでなく「10年を経過した場合の必要な処置」（付則4条）という点でも後年に大きな影響を与える重要な改正案となります。

この改正案の内容は、要支援1・2の人を介護保険サービスの対象外にし、自治体任せのサービスに移そうとしています。生活援助の利用料倍増（1割から2割）やケアプラン有料化など、相部屋の居住費値上げの方向が検討されています。

高齢化の急速な進行は、既定の事実ですが、ひとり暮らしや「老老介護」「認認介護」という世帯も増え、新たな公的介護体制の整備は急務となっています。

現状でも、医療と介護が両方必要な高齢者は、行き所がなくなって、家族が仕事をやめて介護に専念する中、悲惨な事故を誘発するなど「負担あって介護なし」の実態を一層深刻化し、制度自体が崩壊しようとしています。

つきましては、高齢者が安心して介護が受けられる介護制度とするため、下記の内容を含め、意見書を関係機関に出していただきたく請願いたします。

記

1. 介護保険を安心して利用できる制度にするために、国庫負担を10%引き上げるなど公費負担を引き上げること
2. 要支援などのサービス除外は行わず、サービス利用料等減免制度の充実を図ること
3. 居宅介護支援・介護予防支援などに利用料負担を導入しないこと
4. 軽度者に対する給付に、利用者負担引き上げを行わないこと
5. 多床室利用者に室料負担を求めないこと
6. 被保険者範囲を40才未満に拡大しないこと

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

財務大臣

地方自治法第124条の規定により上記のとおり請願します。